



社会保険基数及び社会保険料

2018. 6.6

日中社会保障協定が2018年5月に両国外相により署名されたものの、現時点では同協定は未発効の状況です。この為、現地従業員は勿論、武漢で就業する外国籍人員は社会保険料を支払わなければなりません。

今般、「2018年社会保険の納付基数の上下限と関連支払い基準の統一使用の公布に関する通知」(武人社発「2018」26号)により、武漢市の社会保険基数及び社会保険料が改定され、2018年7月1日～2019年6月30日の期間において、以下の基準に則り納付します。

	基数 (下限/上限)	養老 年金	医療 保険	失業 保険	労災 保険	生育 保険	重大病 気医療 保険	合計
雇用者	3,399.60 元 ／19,921.00 元	19%	8%	0.7%	0.2- 1.9%	0.7%	—	28.6- 30.3%
個人		8%	2%	0.3%	—	—	7 元	10.3%
	注 1: 駐在員事務所の場合労災保険の保険料率は 0.48%であり、雇用者の合計は 28.88%となる。 注 2: 基数上限 79,684(毎年変動)/12*300%=19,921.00 元となる。							

尚、社会保険基数(保険料計算のためのベース)は賃金の 60%から 300%の範囲内で納付者個人により決定しますが、実務的には各地方政府により上限と下限が設定されています。武漢市では、多くの駐在員に該当する上限は 19,921.00 元となっています。

従って、駐在員事務所に勤務する外国籍人員を例に挙げれば、以下計算式により、労使双方の合計で一人当たり毎月約 13 万円(1 元=17 円で計算)の負担が生じています。

(社会保険料合計額=

19,921.00 元×(雇用者負担 28.88%+個人負担 10.3%)×17 円/元=13.26 万円)

以上